



厚生労働省発表
平成20年10月10日

輸入食品に対する検査命令の実施について (中国産ごまの種子及びその加工品)

本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	2,4-D* ¹	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産ごまの種子から基準値を超える2,4-Dを検出したことから、検査命令を実施するもの。

*¹ 除草剤

<参考1> 中国産ごまの種子の2,4-Dに係る違反事例

1 品名：生鮮ごまの種子

輸入者：伊藤忠商事 株式会社

輸出者：ZHANJIANG JIN YUAN TRADING CO., LTD.

届出数量及び重量：452 バッグ、29,186kg

検査結果：2,4-D 0.18ppm*² 検出 (基準値 0.05ppm*³)

届出先：神戸検疫所食品監視第二課

違反確定日：平成20年1月25日

措置状況：全量積戻し済み

2 品名：生鮮ごまの種子

輸入者：伊藤忠商事 株式会社

輸出者：GUANGXI FUNGRICH IMP. AND EXP. CO., LTD.

届出数量及び重量：① 300 バッグ、14,960kg ② 300 バッグ、15,016kg

検査結果：2,4-D ① 0.12ppm 検出、② 0.06ppm 検出 (基準値 0.05ppm)

届出先：横浜検疫所

違反確定日：平成20年10月8日

措置状況：全量保管中

*² 2,4-Dの許容一日摂取量(人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量)は、体重1kg当たり0.01mg/日であることから、体重60kgの人が2,4-Dが0.18ppm残留したごまの種子を毎日約3.3kg摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

*³ 2,4-Dは、ごまの種子には0.05ppmの基準値が適用されますが、例えば、米には0.1ppm、トマトには0.2ppmの基準値が設定されています。

<参考2> 中国産ごまの種子の輸入実績

平成19年4月1日から平成20年10月10日：速報値

届出年度	届出件数	届出重量(ト)	検査件数*	違反件数
平成19年	174	5,100	24	0
平成20年	223	10,815	74	3(2,4-D) 1(パラチオンメチル) 1(アセトクロール)

* 残留農薬に係る検査